

○逗子市窓口等広告掲載媒体提供者等選考委員会規程

平成23年11月1日

逗子市訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、逗子市窓口等広告掲載要綱（平成23年11月1日施行）第8条の規定に基づき広告掲載を行った広告媒体を市に無償提供する者（以下「提供者」という。）及び掲載する広告の選考を厳正かつ公平に行うため、窓口等広告掲載媒体提供者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項の審査及び選考を所掌する。

- (1) 提供者に関すること。
- (2) 提案書等に関すること。
- (3) 広告媒体に掲載する広告に関すること。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民協働部長、副委員長は市民協働部次長をもって充てる。
- 3 委員は、企画課担当課長（広聴広報担当）、総務課長、管財契約課長、戸籍住民課長その他市長が指名する職員をもって充てる。

（平26訓令4・平28訓令10・平29訓令6・平31訓令4・令4訓令5・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、戸籍住民課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるものほか、選考委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第4号抄）

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第10号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第6号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日訓令第4号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日訓令第5号）

この規程は、令達の日から施行する。